

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

事業者等の皆様と国家公務員が接触するに当たり、
国家公務員には国家公務員倫理法・国家公務員倫理
規程で定められたルールがあります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

利害関係者とは	P.2
利害関係者との間のルール	P.4
利害関係者でない者との間のルール	P.7
特定の書籍等の監修料に関するルール	P.8

利害関係者とは

- 利害関係者とは、国家公務員が携わっている1~8の事務の相手方の事業者等や個人をいいます。
※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合における個人）のことといたします。

1 許認可等の申請をしようとしている者、許認可等の申請をしている者及び許認可等を受けて事業を行っている者

2 補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付の申請をしている者及び補助金等の交付の対象となっている者

地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合には「補助金等」として扱われます。

3 立入検査、監査又は監察を受ける者

原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。

4 不利益処分の名宛人となるべき者

例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。

5 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者

6 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている者

各府省が所管する業界において事業を営利目的で営む企業が該当します。

7 契約の申込みをしようとしている者、契約の申込みをしている者及び契約を締結して債権・債務関係にある者

8 予算、級別定数又は定員の査定を受ける国の機関

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が事業者等である場合、その事業者等の利益のために国家公務員と接触しているとみられる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は国家公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(→ 訓令・規則は倫理審査会のウェブサイトで御覧いただけます。
更に詳細をお知りになりたい場合は各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、AがBに対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなときは、Aにとっても利害関係者とみなされます。



こんな場合は？

- Q | 卸売業者を通じてX官署に物品を納入している場合、X官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業担当者は利害関係者になりますか？**
- A | 製品の売り込みをする営業担当者は、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。**
- Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？**
- A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることになります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。**

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

●広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品

例：会社の名前入りのカレンダー、創立〇周年記念事業で配布している書籍など

●結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記Q&A）

Q

こんな場合は？

&

A

Q | 国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、利害関係者からであっても、披露宴の実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q | 国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q | 吊電や花輪についてはどうですか？

A | 国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの吊電を受け取ることについては、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている物品の贈与に当たりますので、できません。

国家公務員が利害関係者から、物品や不動産を購入等した場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、その差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされます。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

利害関係者に費用を負担させて、もてなし（酒食に限らない）を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

● 多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティー

例：立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立〇周年記念パーティーに参加するような場合

着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められる場合があります。

● 職務として出席した会議での簡素な飲食

例：仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合

国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演（→7ページ）の前後に、簡素な飲食物の提供を受けることも認められます。

● 公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例：国際会議の公式日程に含まれる外交儀礼的なレセプションに出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合等であれば、利害関係者と共に飲食をすることができます。

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。

なお、国家公務員は、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることとされています。

利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食（→7ページ）は認められません。

注意

国家公務員が会費制、割り勘等として、自己の飲食にかかった費用を負担する場合でも、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することとなった場合には、その国家公務員は、利害関係者からその差額分の供応接待を受けたことになります。

例：国家公務員が事前に会費として5,000円を支払っていたが、結果的に一人当たりの費用は7,800円となつた。利害関係者側が不足分（2,800円）を会社の交際費で支払った。

→ 国家公務員は利害関係者から2,800円分の供応接待を受けたこととなり倫理規程違反となる。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- 職務で利害関係者を訪問した際、公共交通機関が利用困難な場合など合理的な理由がある場合に限って社用車などを利用すること



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

- ゴルフ

所属組織のOB会のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒にになる場合(参加者が30~40名程度で、利害関係者が数名程度の場合)

- 旅行

公務のための旅行の場合や旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒にになる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

- 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

- 職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

国家公務員は、利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等に鑑み国民の疑惑や不信を招くおそれがないときには、前記(→4~6ページ)の行為をすることができます。

「私的な関係」とは、国家公務員としての身分にかかわらない関係のことです。

例えば、家族の葬儀の際に、私的な関係(学生時代からの親しい友人など)がある利害関係者から通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることは認められます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記（→4～6ページ）の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者に要求して、自分の家族に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食物や記念品を提供させることもできません。

※大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

参考

**国家公務員が利害関係者から報酬を受けて講演等を行うことに
ついては、各府省等が報酬額などの基準や取扱いを定めています。
御懸念事項がある場合は各府省等にお問い合わせください。**

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

利害関係者でない者との間のルール

- 以下のこととは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。
- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること
- その場に居合わせなかつた者に自分の飲食物の料金などを支払わせること(つけ回し)

贈与等報告書について

本省課長補佐級以上の国家公務員は、事業者等から1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することとなっています。それら贈与等報告書のうち、1件2万円を超えるものについては、閲覧請求の対象となっています。

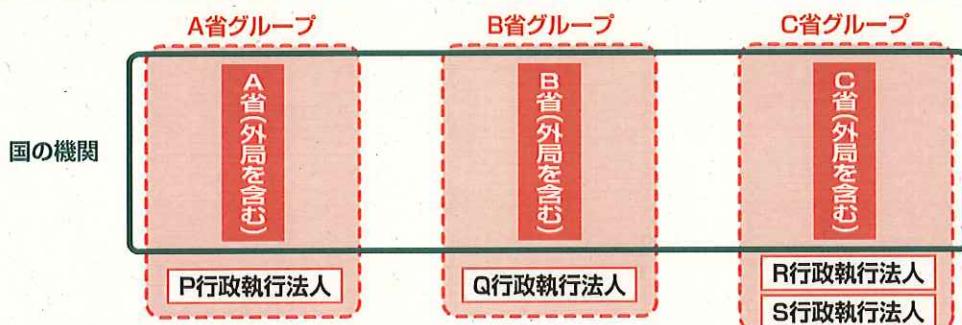
特定の書籍等の監修料に関するルール



国家公務員は、国の補助金等や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことにに対する報酬を受けることはできません。

※「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



●国の補助金等や経費で作成される書籍等

- 各府省の職員は、**国の機関**のどこか又は**自分が属する省グループ**の行政執行法人のどこかが補助金等を支出している書籍等の監修料を受領できません。(例:B省、C省やP行政執行法人が費用を支出している書籍をA省職員が監修する場合)
- 行政執行法人の職員は、**自分が属する省グループ内**の機関のどこかが補助金等を支出している書籍等の監修料を受領できません。(例:C省やR行政執行法人が費用を支出している書籍をS行政執行法人が監修する場合)

●国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できません。

例：C省、R行政執行法人、S行政執行法人がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍をC省職員が監修する場合

参考

本パンフレット記載のルールに違反した国家公務員は、懲戒処分を受けることになります。

※ ルールに関する具体的な事例は倫理審査会ウェブサイトで御覧いただけます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

<http://www.jinji.go.jp/rinri/>

…公務員倫理ホットライン…

TEL:03-3581-5344 (電話は土・日・祝日及び12/29~1/3

FAX:03-3581-1802 までを除く、9:30~18:15)

公務員倫理ホットライン

検索



これらのルールに反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。通報者の氏名等は窓口限りにとどめるなど、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

天狗工房

TENGU KOBOU

TOP | STUDIO PROFILE | WORK | RECRUIT | CON

WORK

制作実績

すべて

TV

MOVIE

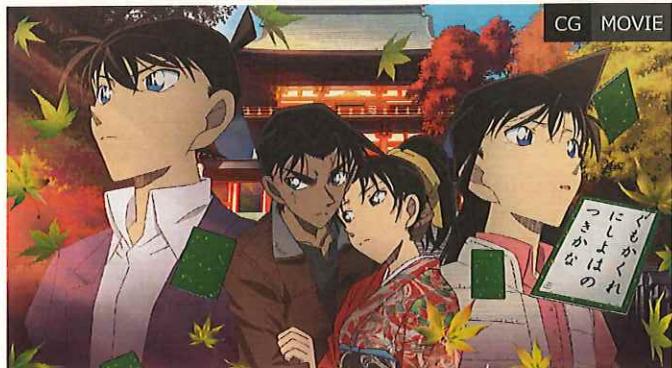
GAME

CG

マンガ

キャラクターデザイン

原作・企画





天狗工房
TENGO KODO

TOP | STUDIO PROFILE | WORK | RECRUIT | CONTACT

G 言語を選択 | ▼

© 2019 天狗株式会社 ALL Rights Reserved



INTRODUCTION

-泉極志とは-

泉に選ばれし、18人の美少女たちの
お肌ツヤツヤ♥熱湯バトルロイヤル！

温泉の地を守る「泉術師」としての使命は、邪悪な荒魂<スダマ>を浄化させ、
癒し救うこと！温泉宿で働く高校生・水上郷琥の戦いと日常を描く、
激烈温泉バトルストーリーここに開幕!!

日本の温泉のすばらしさとアニメ、漫画を融合させ 世界に知ってもらうためのコンテンツ。
実在温泉郷を舞台に温泉宿の看板娘(息子)達が繰り広げる
激烈温泉バトルファンタジー。倒産や廃業が相次ぐ温泉旅館のダメージ緩和も目標としている。

第一弾は、群馬県みなかみ町にある「みなかみ18湯」
温泉宿で働く高校生・水上郷琥が その地に選ばれた<泉術師>として仲間達と共に
邪悪な荒魂(スダマ)と戦い、人を癒し救っていく物語。



みなかみ町とは、実イベントでも多数コラボしており、
2016年6月より連載中のWeb漫画“泉極志”内でも描かれている。



© 天狗工房 / 天狗工房

2019年2月10日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

第3回審査会における事務局回答に対する疑問点、指摘

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



第3回審査会において配布された「資料3」の原本（墨塗りなし）は、2月8日に請求者代理人弁護士の要求でようやく渡された。度重なる申し入れにもかかわらず、事務局の不公正な運営は改まっておらず、厳重に抗議する。事務局の回答に以下、疑問を呈す。

【調査項目】3 市は茶師プロジェクトと関係する計画があるのか。プロジェクトから市へ提案がっているのか。

事務局回答【市と茶師プロジェクトとが関係する計画はありません。また、市への提案は何もあっていません。】

【請求者指摘】事実ではない。嬉野市（[REDACTED]副課長）への提案は時々刻々、行われていた。

(1) 茶師プロジェクトというLINEグループに[REDACTED]副課長は当初から参加している【調査請求別添資料3の2】。「茶師プロジェクト」が何を企画しているのかは、[REDACTED]副課長が4月のツアेに同行し、「一竜」でアニメ発案者の[REDACTED]氏らから話を聞いているので十分に理解していた。

(2) [REDACTED]氏らがイケメンの茶師を主人公にしたアニメのコンセプトを5月25日に提示【調査請求書・別添資料4の1、第4回審査会資料3「茶師アニメ原案】。

(3) 平成30年5月31日に関係者がアニメ企画についてディスカッションし【第4回審査会資料4「5月31日アニメ打ち合わせ（墨塗りなし、請求者ハイライト）】、議事録をまとめている【第2回審査会資料1】。DMM社長にNAC（東京ベイコート俱楽部所有者の[REDACTED]氏経営）が話をつなぐ件、大手アニメ制作会社「スタジオぴえろ」が興味を持っていることが示されており、関係者が夢物語を語っていたわけ

ではないことがはっきり分かる。嬉野市や嬉野創生機構（[REDACTED]代表）に資金面で期待していることが明記され、これはリアルタイムで[REDACTED]副課長や[REDACTED]代表に共有されていた。明示的な打診と言ってよい。

(4) 6月23日には、LINEグループに「佐賀県嬉野市役所様 ご提案書 茶師プロジェクト 茶師×アニメによる地方創生」がアップされている【調査請求別添資料4の2】。ご当地アニメの事例や、聖地巡礼の経済効果について説明している。[REDACTED]副課長や[REDACTED]代表はこの資料を閲覧できている。明確に嬉野市への提案はなされていいる。

(5) [REDACTED]副課長はフェイスブックのメッセンジャーグループにおいて、嬉野創生機構に発注の内示連絡をするなど、企画があろうがなかろうが委託業務を自作自演でつくってきた【第2回審査会資料11、12、13】。平成30年度6月補正予算に注目していただきたい。このような漠然とした内容で嬉野創生機構に対して730万円の予算が付いているが、年度が終わりかけている現時点でも一切の事業が具体化していない。[REDACTED]副課長は自分の思った企画を通すため、市民の税金を湯水のごとく投じてきた。事業にはほとんど公共性は認められず、住民監査請求の対象となっている。この事実を決して忘れてはならない。LINEによるやり取りやグーグルドライブの文書共有は、事業者からの常態的な提案であったと解するのが正しい。

(6) 6月の訪問時に[REDACTED]副課長は、アニメ制作会社「天狗工房」の[REDACTED]社長らに対して、企画推進や予算措置に前のめりの発言を繰り返していたことが、同行者の証言により明らかになっている【第2回審査会提出・[REDACTED]の陳述書】。

(7) 7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食後、茶師プロジェクトのLINEグループでは[REDACTED]氏が「何かしらのカタチにして よい前例が作れればと！！ 激烈よろしくお願いします！！」と述べ、ゲーム会社「ハイド」社長の[REDACTED]氏が「まずは、なにかしら実行&実施することかとおもいますので！ [REDACTED]さんの各種提案は、その後の拡散等考えると 非常によいご提案と個人的に感じております w (激烈！) さすがです！」と続けた後、[REDACTED]副課長が「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう。」発言している【調査請求書・別添資料3の2】。提案はなされている。この段階において、契約に直結するような具体性は必要ではない。契約などがなくても[REDACTED]副課長が嬉野創生機構に発注している実績を十分に踏まえるべきであり、その意味では予算措置の寸前にあったと言つてよい。一連の問題が発覚しなければ、契約に至っていたことは確実である。

【第4回審査会資料3】茶師アニメは原案から[]副課長らに共有されていた

＜茶師プロジェクト(12) ＜



ノート

17:16

[] 嬉野や茶師の情報をノートに色々ください！！

17:18

4月29日(日)

[] 5月中に企画まとめて資料作りますね！！

13:03

5月1日(火)



19:28

5月6日(日)

[] 今後下記に皆様からのご意見などを踏まえ、(かなりザック...

ノート

16:15

[] ↑皆さまご意見お待ちしております！！

16:16

5月16日(水)

[] アニメ監督などを頼む予定の[]さんもこちらへご招待します！

[] 6月にハイドさんスタッフと[]さんも可能なら)嬉野へ企画の為の取材で行こうと思っております。

884



8:40

[REDACTED] が [REDACTED] を招待しました。

8:53

[REDACTED] が参加しました。

[REDACTED] さんよろしくお願ひ致します！！

8:55

天狗工房 [REDACTED]
参加させていただきました！
激烈よろしくおねがいします！！

8:55



9:09

よろしくおねがいいたします(*'ω'*)

9:10

よろしくおねがいいたしまーすw

9:10



9:10



5月16日(水)

よろしくお願いします。
嬉野へのお越しをお待ちしてます

9:17

たのしみにしております！！

9:20

5月18日(金)

一度嬉野行く前に集まれる方だけで良いので、
今後の流れ顔合わせなどしたいのですが、皆さ
まご都合どうでしょうか???

候補日

5月30日、31日

6月1日、2日

6月5~7日

よろしくお願ひ致します！

11:11

30,2.7の夜でしたら大丈夫ですが、皆さんの都
合合わないようでしたら皆さんの予定優先させ
てくださいませ！

11:59

茶師プロジェクト関係者 | 調整さん

池袋か新宿で予定



12:12

↑ここに皆さま入力お願ひ致します！！

12:12

出欠を、入力するというところでお願い致しま
す！！

12:13

5月18日(金)

スケジュール、本日中に記載いたします！

15:06

5月20日(日)

ノート

14:21

顔合わせの日程ですが、[REDACTED]さんの予定確認して確定致します！

14:22

ノート

14:26

ノート

14:46

資料になりそうなのはメモがわりにノートに置いておきます！

14:46

5月22日(火)

夜分にすみません！

31日か7日になりますが、もしよろしければ、どちらもやるのどうでしょうか？

31日に顔合わせで[REDACTED]さんいないので、7日も[REDACTED]先生いませんが、企画の進捗としては会つてた方が良いので、31日にまた皆さんの意向を話して、7日に[REDACTED]さんにも入って頂くのはどうでしょうか???

0:23



わざわざ[REDACTED]なんぞを気にしていたたいてすんません(▽;)

0:27

[REDACTED]がメッセージの送信を取り消しました

[REDACTED]さん調整
ありがとうございます！

では[REDACTED]先生のいらっしゃる31日で計画します！！
よろしくお願ひ致します！！

0:30

[REDACTED]先生○

っすね、
誤字すみません！！

0:31

皆さま31日でよろしくお願ひ致します！
お店は後日ご連絡します！！

0:32

了解です！！

0:32

お気遣い激烈感謝です！！

0:32



0:33



0:51

みなさま
よろしくおねがいいたします！w

8:15



9:10

5月25日(金)

[Redacted] 昨晚、ノートの企画書のコメント欄にアニメ案を書いておいたので、一案として企画書に載せておいてもらえると嬉しいです！

11:37

[Redacted] ありがとうございます😊
一応皆さまにも1案2案31日にお伝えする予定でしたが、ノートに3案も含め明記しておきますね。

11:45

アニメ

…

ノート

11:52

[Redacted] ありがとうございます！これから別件でミーティングですので後ほど確認させて頂きます！

11:57

[Redacted] 確認いたしました！
感想、個別でお送りしますね。

12:12

[Redacted] ありがとうございます！！
31日に皆さまの意見お聞きしたいので、よろしくお願い致します！

12:18

12:32

招待しました。

皆様、諸々のご確認ありがとうございます！
引き続きよろしくお願ひします！

12:46

今後の流れについて

...

ノート

13:19

5月26日(土)

ノート

2:48



茶師アニメ発案者の[REDACTED]氏の原案

茶師プロジェクト



今後の流れについて

- ①案だしディスカッション←31日予定
- ②作品テーマ＆コンセプト固め
- ③ストーリー設定（作家さん必要？）
- ④スポンサー探し
- ⑤フォーマット決め（TV？配信？映画？など・・）
- ⑥制作スケジュール制作
- ⑦プロット制作（シナリオ・設定・デザイン・絵コンテ等作成～
諸々順に）
- ⑧本制作スタート

みたいな感じかなと思ってるのですが、同時進行しなければならないものも、あるかと思いますしそれとは別に早めの段階で各々の役割分担なども決めないといけないですよね。

すみません、私自身プロジェクト立ち上げておいて
アニメ制作の一般的な流れがあまり専門でないので皆様のお力添

えを頂ければと思います！
ご指摘あればどしどし頂けますとありがたいです！



アニメ

題名「茶師」（案）

1案

[REDACTED] 氏をモデル題材とした主人公と他の茶師との葛藤などを描く。

茶師同士（7～8名容姿端麗）のお茶に対する思いや心情、嬉野の景色と共に伝えれるような内容。

ほぼ実在する人をモデルとして、（名前は別、出来事などはフィクションです）

嬉野に来れば茶師と会える、茶師にお茶を入れてもらえる、アニメなどに出てきた景色を堪能できることを何気にアピール。

あまり公にすると反対に商業目的とされアニメファンに遠ざかる為、

あくまでも最初はアニメの中での場所などでアピールする。

2案

嬉野大茶樹が宇宙からの種と共に存しており、それにより嬉野の町が宇宙の攻撃から守られる土地としてSF混じりのお話。嬉野茶から抽出したパワーとのブレンドにより戦う戦士に茶師。そして宇宙との戦いや平和交渉。大茶樹の力でバリアを広げるものなど世界を守れるか嬉野！！という壮大な物語。嬉野はバリアに覆われて戦いが無い為、唯一のどこかで綺麗な場所が残っている設定なので景色も使えるし、宇宙からのパワー入りお茶のようなネーミングまたはイメージで目立つお茶として広める。また現実にある場所を物語の中で美しい景色として出す。

3案

現世と常世の間の世界。日本の山奥のような縁に囲まれた場所、城下町が見渡せる山の中腹に一軒の茶屋があった。ヒトならざる者が暮らす世で生きる唯一の人間（通称：茶師）は、自ら茶烟を造り、城下町は勿論、城にも茶を献上しているという。

主人公（人間の男）が目を開けると、そこは見覚えのない和室だった。偶然居合わせた茶師に命を救われた主人公は、次に現世への扉が開くまでの一月を茶師の家で過ごすことになる。同居人は茶師とアヤカシ、鬼。ヒトならざる者との交流や常世の理（ことわり）を通し、主人公目線から茶師の過去、そしてその存在を紐解いていく。

補足：風景は嬉野モデル、茶師が作るお茶の特性（ストーリー内で説明）も嬉野茶同様にする。嬉野という名前は出ないが、明らかにモデルになっていると分かるように誘導。

懸念点：茶師が複数出ないので（お茶を作っているのは一人だけ）、どのように複数展開するか。複数のお茶を作っているとかで対処可能？効能が違うとかでいける気も。



コメント 3

個人的な好みですと2案と3案の要素を取り入れた感じが好きですね。

とりあえず初回のミーティングですが、現状案も参考にしながらディスカッション形式で面白い案を出していくイメージでよろしいでしょうか。

で、それを今後取りまとめていく感じですかね！

5/25 13:09 - ○ 1 - いいね

そうですね！色々な意見を聞き、要素も取り入れる感じでも良いですし、色々意見言って頂けたらと思います！！

5/25 13:12 - いいね

参考程度にですが、現状、流行っているアニメの傾向を見ると、現実世界に基づいたものが多い気はしています(ユーリ、おそ松、コナンなど)。女子的にはそっちの方が感情移入しやすいのかもしれません。どこの層を狙うかによっても内容は変わってきそうですね。

ミーティング、楽しみにしてます！それまでに何かあればまた連絡させてもらいます！

5/25 13:27 : ○ 1 いいね

2018/5/31(木) 19:30-20:30

@パセラ池袋西口

参加者: [REDACTED]

1. ターゲット

- 女子向けの方がいいと思う。
- コラボしやすいし、女子会などとも絡められる。お茶には健康・美容の作用が多く含まれるので、そこもアピールしていくのか。
- お茶の神様。茶師は別にいて、お茶にそれぞれ神様が宿っている。お茶の擬人化とは違う。お茶の神様が上手い茶師の後ろにいる。
- コンビ?
- 神に認められた人が茶師になれる
- ヒカルの碁的な
- 神にランクがあるとか
- 選ばれた茶師にだけ神が見える
- 色んなキャラにそれぞれいる感じ?
- 有名な茶師にだけ
- 神様に色々な形があってもいい。格好いい系とか擬人化とか。
- デスノート続編、ノートに死神についていっぱいノートがあるので色々な死神がいる。
- 茶師に神様をつけて何をさせるか
- 神が降りるということは何かしらの意味がないと
- 身体を治すとか
- お茶の効能を調べれば何かしらあるのでは。茶に違いがないと難しいかも
- [REDACTED]さん聞く。場所によって神様が違うとか。その場所についている神様がいるので、それぞれの場所でお茶をたてないとそのお茶は飲めない
- 主人公だけ神様が見えている。ついている人は見えない。
- 茶師がすごいお茶を出せる。何のため? ソムリエに近いけど
- お茶には品評会もあるけど...
- 茶リストがいるとかの世界観でもありな気がする。人気の茶師でランキングがある世界とか。
- ワンパンマンみたいなヒーローのランク付けがある。何かやるとランキングが上がっていく。神が宿るとS級。
- お茶屋の娘が違う世界に行くとか。嬉野の裏の世界。
- 行き来できるわけではなく行きっぱなしで。別世界行かせれば何でもあり。嬉野なんだけど別世界。
- 現実世界に基づいた方がバズるイメージはある
- イナイレとかスタンドがついてから腐女子人気が落ちた
- 高校の茶道部とか
- 茶師の大会を作る? 現実世界で
- ソムリエみたいな感じで、この料理に合うお茶は的なバトル?
- 主人公はお茶を知らない方が良いかも
- その方が主人公に視聴者が感情移入できるかも
- 全部が現実的だとどうかなという気も

- ここさけ。現実世界だけど、ヒロインだけ卵形の妖精みたいのが見える
- 学校なら全国大会がある
- でも高校生は年齢層が低すぎる。設定は社会人で、高校生も大会に参加できるとか。
- 現実を突きつけると嫌がる人もいる。
- お茶を美味しく見せたい
- 例えば最初の方は体調を見て出してくれる
- 温度、蒸らす時間とかすごかった
- お腹が痛いとカフェイン少な目でやってくれる人。料理にあわせて出してくれる人。
- [REDACTED] さん的なキャラはほしい。34くらいで。
- 色んなお茶と対決するのはあり。最終的にお茶が優れているというのを見せられればあり。料理と合うのとか。お茶否定派と戦う。
- スタートがお茶が虐げられている世界
- お茶の良さが分からず人は多いので、それを出すのもいい
- 他の飲み物と。紅茶とかジャスミン茶とか日本酒とか。ワインと対決とか
- ほとんどおいしんぼ笑
- 嬉野茶から派生したものだけで対決した方がいいのでは？
- 身近なテーマが入らないと見ている人も想像できない。近いものと遠いものを交互にして緩急をつける。ビール、紅茶、ワイン、抹茶みたいな
- 茶師の座り方やポーズでもかなり変わる
- 茶師のルールはある？
- 立ち振る舞いとかは勝手に作っていると思う。温度とかはあるけど
- 今までモロ農家だったけど
- 決まり事があるのは茶室の中だけ？
- はい
- なので逆に新鮮。アニメをやるならそこは見せたい。お茶があわないと思っていた人があうと思う瞬間はあり。対決は少ない方がいい。役人に飲ませるとか、嫌っていた人に飲ませるとか。
- 茶畠を伐採しようとする人と戦う
- 実際に日本最古のお茶の木もあるし
- 茶師同士の恋愛。男同士。
- 大茶樹を出したいたい。何のために残すのか。
- 現在は記念碑みたいな感じで立っていると思う。実家が茶農家だったから飲んでたし、近所の人からもらうこともあった。お茶の温泉もある。お茶を何にでも使っている。嬉野温泉、嬉野茶、温泉豆腐は出したいたい。

【まとめ】

- 現実世界、お茶の神様が出てくる、お茶vs何か（ワインとか）のバトル。主人公が23～25くらい。大学出たくらい。
- 茶師は皆をリスペクト。対決相手はお茶を敵視、でも最終的には丸くおさまる感じ。
- 目的の最終ゴールはまだ不明。
- 目的となる選手権とかグランプリとかを勝手に作る案もあり。
- 他の茶師のお茶に水を入れるとかしてズルをした人
- 元々は神様がついていたけど、ズルをしたからこそ神様が離れてしまったとか

2. 嬉野視察 ([REDACTED]さん、[REDACTED]さん)

長崎空港から30分だけど、佐賀空港からだとタクシー2000円でいける。

6/24~25

備考: []さんは基本的には水曜日を除けば。あとはスケジュール次第。

3. 担当

プロット/シナリオ: []さん []さん(経由)

キャラ原案: [](主人公、茶師)

→企画書をとってからキャラクターデザイン

キャラ原案

・主人公

- 性格:
- 年齢:
- (髪:)
- 顔:
- 表情:
- 体型:
- しぐさ:
- 服装:
- 持ち物:

備考: 千葉雄大みたいな人。

4. スケジュール

資金を取ってから。予算によって変わってきますと役所に連絡。

- アニメ一本で大体1,500万。難しければ5分、10分アニメ。
- 民間でスポンサー探すとは言っていた。
- お茶協会みたいなのがあれば。嬉野茶で認められているという協会だけ参入してほしい。
- DMMの[]が嬉野好きなので、決まれば役所を通して話を持っていく。
- NACと絡んでいるので、そこの担当者から話を持っていけるかも。企画は欲しがっているので、できれば狙っていく。
- []さんからの紹介。
- あまり散らばらないくらいで出資者がいれば
- 権利も分かれる。あまり言ってこない人。
- ピエロ[]は本気でやるならやるよと。みずほ銀行新宿支店長から上がってきた人。役所がやるならもう一度言ってと言われている。そこからお金を引っ張ってくることも可能?
- だったら会社を造っちゃった方がいいかも。その方が銀行から資金を借りることができます。従業員ゼロの役員だけ。
- 登記を嬉野で。スポンサー探しはシナリオ書いてからじゃないと。ここでこう攻めて、と決めてからじゃないと。
- 嬉野サイドの企業情報も知りたい。誰と誰がライバルなのかとか、どことどこが何をやろうとしているのかなど。危ない轍を踏まないため。
- 観光協会は声をあげればいい。前向きに検討中。地元メディアは佐賀テレビ、たぶん参加してくれる。
- 地元で余らせている予算・枠などがあればそこを取るのはあり。

- 嬉野は役所からOKをもらわないと駄目。役所→[]君の会社。[]君には話している。進めておいてと言われているので進めている状態。
- 会社を造るのか、[]君の会社を使うのか
- ベストは[]君の会社に出資してもらってこっちに流してもらうことだけど、責任があっちにいっちゃうから。レンタルスキームが発生する。
- []さんサイドが何をもとめているかも聞く必要がある
- それが金持ちが参画するかしかない
- 要素だけもらってお任せ、という状態でやりたい
- お茶マスト。他の要素は追々。嬉野茶を世界的に伝えることを目的とした作品です、という言い方。関係ないという人も出てくるかもしれないけどそれは仕方ない。土地が全体的に活性化すればいいという考え方の人が仲間になってくれると。
- 大体同級生達が固めているので言いやすいは言いやすい。
- 嬉野の地方で盛り上がってくれればそれを引っ張ってくることは可能。
- 町の人のホスピタリティはかなり高め。嬉野愛が強いので。

5. 聞くこと

【茶師】

- ・嬉野茶の概要、歴史
- ・茶師の概要、歴史
- ・茶師の立ち振る舞いなど、何かルールがあるのか

【嬉野】

- ・嬉野サイドの企業情報。ライバル関係、今後の展望など。
- ・民間でのスポンサー。所感だけで構ないので、どこでどのくらいとれそうか。
- ・嬉野協会的なものはどれくらい、それぞれどんな名目であるのか。簡単な概要。
- ・市の方でプロット制作の予算がどれくらい取れるのか。

【[]君】

- ・どう絡みたいか。どういう絡み方をしてほしくないか。
- ・[]君の会社を使って進めることは可能か（資金を銀行から借りる際に使わせてもらうなど）
- ・地元メディアへのコネクション。どこにどの程度あるのか。交渉は可能なのか。
- ・地元テレビなどで余らせている予算、枠などはあるのか。所感で。

高) 何かあればご自身の名字の頭文字+赤字で気になる点にご追記ください。明日、議事録を作成して改めて流します。よろしくお願いします。

2019年2月10日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

第3回審査会委員発言への請求者意見

請求代表者 「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

第3回審査会における委員の発言について、請求者の立場から意見を述べます。

茶師プロジェクト、どこまで具体的になっていたか、重要な点。利害関係者、供應接待に当たるかどうか。これを見る限りは具体的に嬉野市に提案できるほどの内容になっているか判断できない。もうちょっと知りたい。

条例違反というのは、首長、議員としてふさわしくないという判断。その意味でも重い判断で、地位名誉に関わる話なので、曖昧なものでは困る。そういう意味で、公務員倫理規程をあげ、これに反する場合は、政治倫理にも反する。できるだけ倫理規程に従った判断が、客観的な判断になるゆえん。利害関係者につきましても、契約との関係。これから契約の申し込みをしようとしていることが明らかである業者等。これが当たる。

【請求者意見】国家公務員倫理規程によれば「契約の申し込みをしようとしている者」のほか、「所管する業界において事業を営む企業」も利害関係者とされている。建設・新幹線課まちづくり推進室では国内外でのプロモーション、嬉野市PRのためのウェブや動画作成の実績もあり、平成30年6月補正予算においてはテレビ番組制作の業務委託も盛り込まれていた。さらに公務出張においても同行しており、相手方が業務と無関係と主張するには無理がある。これらの経緯を踏まえれば、「茶師プロジェクト」のアニメ企画関係者についても、まちづくり推進室が所管する業界において事業を営む企業と十分認められる。今回の会食の相手方はまさしく所管する業界の事業者であり、契約を申し込もうとしているかどうかは関係ない。「契約を申し込もうとしていることが明らか」であることのみ利害関係者の要件としている指摘は誤りである。そもそも市長においては市政運営の全権を掌握しており、所管する業界は幅広く捉えられる。この点において、会食の相手方が所管する業界の関係者であり、すなわち利害関係者であったことに疑問の余地はない。

資料3（村上市長らの陳述書）の提出物によりまして、具体的な状況が

よく分かった。事務局を含め実質議論をする上で、重要な資料がほぼ出揃ったかなという感じはする。

【請求者意見】陳述を鵜呑みにするということであれば疑問がある。村上市長側は裏付けとなる物的証拠をほとんど示していない。この段階で提出された陳述に信憑性があるのかを考えいただきたい。10月1日に市民が会食写真をフェイスブックに転載した後、10月4日に村上市長は「数日前より、SNS上で市や市職員、および私を根拠もなく中傷する内容の投稿を拡散する動きが見られます。(中略) 私個人に対する明らかな名誉棄損行為であり、投稿者や拡散に関わる人物に対しては、代理人と相談の上、法的措置をとることも検討したいと思います。『証拠』と断じる画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食したものですが、市発注業務と過去も今後も一切関係なく、当方としても応分の負担をしています」と反論。[REDACTED] 氏ら関係者の陳述は、この主張に沿うように構築されている。市民の投稿がなされた直後、[REDACTED] 氏は法的措置をちらつかせ、拡散を防ごうとしている。[REDACTED] 氏の主張は鬼橋正敏弁護士の筋書きと見事に符合しており、当初の段階から口裏合わせが行われていたことを物語っている【調査請求書・別添資料3の3】。客観的な証拠を示さない証言に惑わされるべきではない。

[REDACTED] 条例自体では禁止行為の範囲が抽象的すぎて恣意的になってしまう。

【請求者意見】抽象的な規定＝恣意的判断というのは短絡的であるし、委員として無責任。抽象的な規定を具体的な行為に当てはめて、政治倫理条例に抵触しているか否かを判断するのが政倫審委員の役割だ。[REDACTED] の理屈で言えば、憲法解釈などはすべて恣意的な判断になってしまう。何のために5人いるのか。何のために客観的な証拠を吟味しているのか。このような考え方には認められない。

[REDACTED] 判断の枠組みそのものは、斎藤先生のご意見はありますが、基本的に同じようなことをおっしゃっておりますので、結局、供應接待が問題なわけですので、その判断については、国家公務員倫理法・倫理規程に基づくのが一番客観的かと思います。

【請求者意見】斎藤先生ははっきり違うとおっしゃっている。請求者は当初、法的知識がなかったことや、[REDACTED] 副課長らの公務員倫理規程違反を黙認し、一緒に会食した責任を問うため「利害関係者の供應接待」という論点で村上市長の政治倫理条例違反を指摘した。ただし、第3回までこの枠組みで検討してきた以上、ご破算にする議論は時間的にも不可能であろう。とは言え、嬉野市の全権を掌握している市長にとっての利害関係者及び供應接待の認定が、国家公務員倫理規程の枠内にとどまるはずもない。単純な当てはめでは政治倫理上の問題を取りこぼす。

[REDACTED] 市職員の関わりは影響しないことはない。市長への供應接待があつたかどうか論点。その場合に、最初から市長を参加させるつもりだったか。たまたま、流れで会合に出席することになったか。意味を持つ事実。そういう意味での職員の関わりは確認する必要はある。セグウェイの仲介自体を[REDACTED]さんがしているので、関わっているのは明らか。仮に同席したことであれば、それはそうでしょう。それが適切かどうかという問題はありますけど、直接今回の政治倫理条例違反とは関係ない。

【請求者意見】会食に計画性があったか否かは重要ではない。また、調査の過程において不正行為疑惑の範囲が広がれば、判断材料にすることは当然だ。訴訟ではないのだから、総合的に事実行為を認定すべきである。

[REDACTED] 一面では供應接待とか利害関係者との不適切な関係は問題。他面で嬉野市をいかに発展させていくかという市長の役割は確かにある。いろんな人と会って話を聞くというのは必要なことだと思うし、郡部の自治体では存続が問われているところもある。嬉野市も大いに発展していかなければいけない。そういう方向から市長が活動されている。この点と不適切な関わりと両面踏まえて、今回政倫条例違反と言えるのか言えないのか。正当な業務という側面も踏まえた上で判断する必要がある。

【請求者意見】このような発言が政倫審委員からなされると信じがたい。嬉野市の発展のためであれば、何をやっても許されるという論法に通じるもので、政治倫理など全く聞えなくなる。断じて容認できない考え方だ。

[REDACTED] 利害関係者で仮にない場合、倫理規程解説17ページ第5条1項 繰り返し受ける等、社会通念上相当でない供應接待。これに沿った判断。利害関係者ではなくても。会食が1回限りたまたまなものが、金額が社会通念を超えるか。会食が、社会通念から見て、倫理違反と言える評価ができるものなのか。事実関係を明らかにする必要がある。必ずしも明確になっていないので。

【請求者意見】1回きりだとしても社会通念を逸脱した会食だったかを判断することはできる。一市民として写真を見たときの印象を語ればよい。繰り返しは必須要件ではない。繰り返さなければ社会通念上相當に収まるという解釈をしようというのであれば、誤っている。

[REDACTED] 茶師プロジェクトの実現性が請求者側の言い分と違う。具体的にあるのか、ないのか。請求者側の文書があればいいと思う。

[REDACTED] 嬉野創生機構、会食には代表者も参加している。その方を利害関係者にす

るのはあれだが、嬉野創生機構と[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは友人関係だけであって、仕事上の関係がないのか。たぶん、請求者側の資料になると思いますけど。市長の方が出さないと思いますけど。

【請求者意見】政治倫理審査会は民事訴訟とは違う。村上市長及び鬼橋弁護士の作戦なのかもしれないが、訴訟のようなやり取りになっているのは斎藤文男先生ご指摘のように異常事態である。請求者は不正行為疑惑の「疎明」を行えばよい。違反を立証する必要はないし、その場に居合わせていないのだから、そんなことができるはずもない【第4回審査会資料5「斎藤文男著『政治倫理条例のすべて』66、67ページ】。
①嬉野市長という肩書なしに会食に招待された②相手は市の業務と将来にわたり全く利害を有さない③割り勘とみなせる負担をした④社会通念上相当の範囲内の会食だった⑤会食した2職員は公務員倫理規程に反していない—これらを立証するのは村上大祐市長側であり、調査し判断するのは審査会および委員の役割である。

[REDACTED] 今出されている資料である程度客観的に分かるというところからみていくと、最初に請求者側から出してもらっているLINEのやり取り、問題視される前のやり取りなので信用性が高い。

[REDACTED] 茶師プロジェクトは事業者の集まりの事業体なのかな。どこに調査をすれば、具体的な中身が分かるか。どうしてもそれが茶師プロジェクトに関わっている人の陳述書になってしまふと、どこまで実効性がある調査になるのか。現在ある客観的な資料としてはLINEのやり取りで判断し、市に具体的な提案はないというのが前提。

【請求者意見】まさしくご指摘の通りで、客観的な証拠に基づいて事実を推定するしかないはず。アニメ企画者側がどこまで具体的な提案をしたのか、請求者側はLINEのやり取りや資料などから指摘をするしかない。確かに契約の申し出には至っていないが、[REDACTED]副課長にとっては十分具体的な提案だったのではないか。

[REDACTED] 参加を呼び掛けているのが誰か。セグウェイの帰りに参加を決めたというが、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんの誘いはなかったのか。利害関係人に関係してくるのかなと思う。斎藤先生の地位利用ということで、職員の呼びかけで出席した場合と、業者の呼び掛けで出た場合では。

【請求者意見】[REDACTED]副課長の呼びかけであったとしても、嬉野市長という地位を抜きに招待されたとは考えられず、地位利用による利得に該当する。費用負担を事業者側が行い、結果として会食を行っているのだから、呼び掛けが誰からなされたかは本質的な問題ではない。

● プレゼン資料を作成し、中心的に動いている女性（■■■氏）。少なくともこの人の陳述書が必要。■■■さんは否定されている。全部が全部を押さえ必要はない。

【請求者意見】元警察官のご発言とは思えない。■■■氏にしても10月4日の村上市長の反論投稿に「いいね！」をしており、市長に不利になるような証言をするかは火を見るより明らかである。供述の信用性について何も考えていないのだろうか。■■■氏、■■■氏は発案者であっても、実行者たり得ない。どうしても陳述を求めるというのであれば、アニメ制作会社「天狗工房」の■■■社長を対象とすべきだった。

● 請求はそれで出されている。どんどん広げていったらきりがない。■■■委員の言う通り4条1項だと、どこが基準になるか分からぬ。（2項を検討するのが）妥当なやり方ではないかなと。

【請求者意見】4条1項を判断するのが、まさに政治倫理審査会委員の真の役割だ。ある意味で憲法解釈のように難しい判断を迫られる。繰り返すが政倫審は民事訴訟ではない。また、1項は訓示規定でもない。1項の判断を放棄することは、委員としての役割を捨て去ることと同義である。鬼橋弁護士の曲解を踏襲してどうするのか。

● 実際に計画書を作ったのは■■■さんじゃなかった。どの人だったかな。

【請求者意見】基本中の基本であるLINEのやり取りを読み込んでいない。残念である。政治倫理に学識を有するものとして出席されているのであれば、もっと真摯に取り組んでいただきたい。

疑いがあるときは、調査を請求するといふのがわかる。請求は、議員にかかるものにおいては議員に、首長等にかかるものにおいては監査院に対して行う。前者の場合は議員が議員を経て、後者の場合は直接に、首長が政治倫理審査会に調査・審査を求める。こうした手順を踏むのは、審査会が執行機関の附屬機関において、議会が直接、審査会に調査を求めるところでも同じからです。

肝心なのは、この条例違反のすべてを議員請求事由とするといふことです。そして、条例違反のすべてを審査する審査会の権限に運動させる必要がありまます。住民の議員請求事由に欠ける部分があれば、そこには審査会の調査・審査が及ばず、それだけ条例の実効性が失われるからです。

条例のなかには、住民の議員請求事由を多く規定している例がありますが、これが審査会の権限をそれだけ弱めるところとなり、もとよりません。

(3) 請求の要件

議員請求は、条例違反の疑いを証する証拠を添えて行います。「証する」いは、違反や他のひきだしに起る「疑惑」をさらに_{調査や判断の}「疑問」であるか否かが核心です。「疑惑」とは、訴訟手続き上、裁判官に「正確かつしらべて程度の心証を傳わせるための説明のことであります。請求が單なるひきだしではなく、条例違反の疑いを抱くのがわかるからなら、場合には、審査会の調査と判断を仰ぐべきだといいます。住民の適法な調査請求があつた以上、

首長は必ず審査会に諮詢し、審査会が調査・審査を行わなければなりません。

調査請求は、一人でもいいのです。この点は、情報公開条例の開示請求や住民監査請求が一人でも可能なのと同じです。いわゆる「短い標記」もされ、住民が行政の調査・不透明化に対する制度であつて、その趣旨は政治倫理条例の調査請求となる異なりからです。

条例のなかには、選挙権をもつ住民の一定数ないし一定比率の連署を請求の要件としている例があります。しかし、これが右の趣旨に照らして法理上、妥当でないばかりか、实际上、住民の調査請求を困難にするところとなり、好ましくないません。請求権が適用されないために、説明資料の添付が義務づけられており、それで事足ります。

審査会は毎年の資産報告書の審査を別として、住民の議員請求がなければ、条例違反の疑いのある個別案件を個別的に取り上げ、調査・審査するといふのがあります。それをするといふ、審査会は政争に巻き込まれ、中立・公平を損なうとそれがねるからです。ただし、政治倫理にかかる制度一般の改善に関しては建議権があります。

2019年2月10日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

村上大祐市長への質問

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



第4回審査会において村上大祐市長に以下の点をお尋ねください。

(1)羽田空港からセグウェイベースへはどうやって行ったのか。

※[REDACTED]氏が用意した車ではないのか？海老名市までの交通費を請求しているが虚偽申請ではないのか。

(2)セグウェイベースから六本木のホテルまではどうやって行ったのか。

※電車ではないようだ。なぜならば、[REDACTED]氏らはセグウェイベースから東京ベイコート俱乐部に移動しており、同じ車中で会食に誘われたと供述しているからだ。となればこれも交通費の虚偽申請ではないか。

(3)[REDACTED]氏、[REDACTED]氏とはセグウェイの視察を一緒にしていたのに、なぜ、[REDACTED]副課長から会食に誘われるのか。主催者でもないのに。

(4)会食の会費を聞いていないのはなぜか。グーグルマップで東京ベイコート俱乐部を検索する際、会員制リゾートホテルであることは分からなかったのか。

(5)会員制リゾートホテルのロイヤルスイートが会場だったこと、テーブルいっぱいのオードブルや酒が並んでいたことを知ってなお、引き返さなかつたのはなぜか。

(6)相手方が建設・新幹線課まちづくり推進室の所管にある業界の者であり、酒食をともにすることが禁じられている利害関係者の可能性が高い上に、[REDACTED]副課長、[REDACTED]主査が宿泊することを止めなかつたのはなぜか。

(7)9月14日に事情を知った者が市長に尋ねた際、自身の行動が「軽率」であったことや、[REDACTED]副課長らの宿泊を容認したことを悔いている言葉を述べていたが、その後、すべて否定するようになったのはなぜか。

- (8)複数筋から問題を指摘されても、[副課長]、[主査]を処分しなかったのはなぜか。
公務員倫理規程に反した職員を容認することが、市長の政治倫理上、問題だとは思わないのか。
- (9)写真の転載によって問題を告発した市民に弁護士を通じて「法的措置を検討する」旨の内容証明郵便を送り付けたことは、政治倫理上不適切だと思わないか。
- (10)応分の負担をしているという主張に変わりはないのか。事実の証明ができていると思っているのか。

2019年2月10日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

論点整理

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



請求者側の主張を以下取りまとめる。

- (1)会食の相手方は、建設・新幹線課まちづくり推進室が所管する業界関係者であり、利害関係者である。
- (2)会食の相手方は、茶師アニメやセグウェイ導入などについて市の業務に関わることを期待していた営利企業が中心であり、客観資料では契約を申し込もうとすることが明らかとまでは判断しかねる。しかし、[REDACTED]副課長は6月の訪問時に企画推進や予算措置に前のめりな発言を繰り返しており、提案書も共有され、会食事にも各種提案があつたとLINEのやり取りで示唆されている。従って、利害関係者ではないとは言えない。
- (3)対価として自費で購入したお茶を持参したという主張について、証言以外に何ら事実を証しておらず、認められない。会食のコストにおいては、何よりお台場の会員制リゾートホテルの最上級客室が会場であった件を無視しており、到底容認できない。1回きりの会食だとしても、社会通念上相当だったとは断じて言えない。写真がすべてを物語っている。
- (4)会費制ではなく、立食形式でもない会食と分かったのに引き返さず、市職員が参加していることを注意もしなかった。「李下に冠を正さず」という公務員・政治倫理上の鉄則を破り、会食に参加しただけではなく、2人が宿泊することも容認した。嬉野市のトップとして、政治倫理条例上の重大な抵触行為である。
- (5)9月中旬以降、複数筋から問題を指摘され、当初は認めていたのに、全面否認に転じ、未だ市職員の処分も行っていない。政治倫理上の責任を問う。

- (6) 10月にフェイスブックへの会食写真を転載した市民に対して、鬼橋正敏弁護士を通じて恫喝まがいの内容証明郵便を送り付けた件について、市長としてふさわしい行為だったかを問う。
- (7) 政治倫理審査会において、鬼橋正敏弁護士を代理人として、弁明書を乱発したため、正常な審査を妨げた。当初の請求代表者だった市議2人に対して「政治闘争」などと誹謗中傷した件は容認できない。謝罪を求める。
- (8) 事務局運営が偏向し、請求者側の主要資料を傍聴者に開示せず、また適切に委員に渡すのを怠った。また、請求者に対して村上市長側の文書を迅速に渡していない。強く抗議するとともに、今後とも法に触れないよう配慮しながら資料の自主開示を行う方針を改めて表明する。

以上

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

村上大祐市長上申書へ反論

2019年2月8日

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一


村上大祐市長が2019年2月6日付で提出した上申書に反論する（傍線は宮崎）。

1 「同団体は、被請求者が個人情報保護条例に違反して市民課から一市民の住所を聞き出し、これを代理人に漏洩したなどと、事実に反する主張をし、報道機関にまで誤った情報を提供している」

→事実をねじ曲げている。2月1日に行った「公開申し入れ書」では

嬉野市中央公民館で1月8日、最初の住民監査請求を行った後、記者会見のために、嬉野をよくする市民の会が公民館内の会議室を借りました。

その際の使用料請求に当たり、文化・スポーツ課の担当者が[]事務局長の住所を市民課に電話して聞き出し、納付書を郵送しました。

市役所内で個人情報保護条例に関する理解が全くなく、市民課が問われるままに答えている点が特に問題です。

この個人情報漏洩は、昨年10月9日に村上大祐市長代理人の鬼橋正敏弁護士が、東京ベイコート俱楽部での会食写真をフェイスブックに転載した[]氏の妻、[]氏に内容証明郵便を送りつけた件と密接に関連しています。

鬼橋弁護士は「知人から[]氏の住所を聞いた」と答えていますが、「その知人とは村上市長か？」との問い合わせには「答える義務はない」と回答を拒否しています。

さらに、10月24日に送られてきた「お問い合わせ」という文書は、[]氏が行った公文書公開請求に一つ一つ反論する内容で、請求内容が村上市長に漏洩

していたことが明らかになっています。

こうした問題は見逃すことができません。

としているが、村上市長が市民課から [REDACTED] の住所を聞き出したとは全く書いていない。なお、質問状の【詳細】において、申請者の名前が [REDACTED] ではなく、[REDACTED] の誤りで、[REDACTED] 宛で郵送したところまでは市職員の行動に問題はないため、2月8日に訂正文を送付している。ただし、電話番号を記載していたので、担当者は電話にかけて住所を聞けばいいものを、市民課に住所を聞いている点で個人情報保護条例に反しており、嬉野市役所のコンプライアンスがお粗末であったことは確かであろう。

2 「請求代表者は、本件を審査会の調査に付し、倫理基準違反があったかどうかについて、自ら審査を求めているのである。そして、現在、審査会においては、被請求者の本件会食に至った経緯、動機、背景事情等も含め、詳細な調査が行われている。自ら求めた審査が係属中であるにもかかわらず、その結果が出ていない段階で、このような『場外乱闘』に近い投稿行為に及ぶことは、極めて遺憾である」

→12月26日に提出した請求書の別添資料のうち、会食写真はLINEのやり取りと並び最重要の「証拠」であった。今回のような密室の酒宴が発覚したのは、写真とLINEのやり取りが判明するという奇跡があったからだ。しかし、請求書に添付した別添資料は全く配布・公開されていない。請求者は、第2回審査会用にはUSBで元データを送付、第3回審査会では証拠として改めて提出したにもかかわらず、事務局は写真を一切傍聴者に配布せず、請求者は会食の有様を市民に知らせることができなかった。他方、村上市長側の「証拠」と称する証言類はほぼすべて開示されている。結局、第4回審査会を迎えて、写真やLINEのやり取りは全く開示されていない。このため、市民の会ではフェイスブックなどで写真の開示に踏み切った。何ら問題はない。

3 「平成30年10月1日、ある市民が、フェイスブックのアカウント上に「嬉野 間を暴く」という表題が付された本件会食の写真を投稿し、『今嬉野市では特定の業者との間で多額の不透明な受注・発注が行われています。』という記事を掲載して、あたかも被請求者が会食の民間業者らへの多額の不透明な受注・発

注に関与したかのような誤った表現行為であったため、看過できず、一部不適切な箇所に限定して、削除するよう求めたのである。」

→虚言である。会食が一般市民に知られるようになったのは、「嬉野 閣を暴く」と名乗る匿名者からのメッセージを転載した[REDACTED]氏のフェイスブックが発端であった。村上大祐市長が鬼橋正敏弁護士を通じて[REDACTED]氏に送り付けた内容証明郵便（10月9日付）では、弁明書（6）において「格別、このこと自体が行為様態において著しく不適切というわけでもない」写真の削除をも求めてい。その上で「正当な言論の範囲を逸脱した行為であり、通知人（村上大祐市長）の名誉を毀損し、かつ虚偽の風説を流布して市長としての業務を妨害する違法行為です」「速やかに削除がなされなかったり、今後同様の行為に及んだ場合は、貴殿に対して法的措置を検討せざるを得ませんのでご了承下さい」と恫喝している【調査請求書別添資料6】。

村上市長は、内容証明郵便送付に先立つ10月4日、フェイスブックにおいて「市民を分断し、混乱を生じさせる勢力の不当要求に屈することなく、今後も毅然とした態度で市政運営にあたります」と述べ、強く反発していた。一方、政治倫理審査会調査請求後の12月1日の投稿では「正直、匿名の文書に対して過剰反応をして詳細に説明することは適切ではないと考えていました」と釈明、1月4日付弁明書では「村上市長の行為には、何ら倫理基準違反はないのであるからSNSの説明で十分である」と言い切っている。主張が変遷している上、言っていることとやっていることが違います。

4 「代理人は、敢えて、職権による住民票調査は行わなかった。職権調査は、被請求者が、嬉野市長として、個人的事件のために、自らに住民票を発行するということであり、適当ではないと判断したからである。つまり、公の権限を私に利用することは、一市民との関係で公平ではないと判断したのである」

→真実とは思えない。一市民にあのような内容証明郵便を送り付ける村上市長および鬼橋弁護士が、このような配慮をするとは到底考えられない。

5 「今回の住所調査は、問題記事の投稿者が、自らアカウント上に記載した旧姓

と実家の飲食店名を頼りに、代理人が図書館でゼンリン地図を参照したところ、旧姓と番地の記載があった。実家の飲食店名は市内では比較的有名なので、代理人の知人に事件の概要を説明し、理解を得た上で、ゼンリン地図の写しを示し、「この住所で間違いない」との確認をもらっており、不適切な点はない。

→虚言であろう。 夫妻は実家に同居しているわけではないので、ゼンリンの地図で住まいを特定することはできない。弁護士ならば職務上請求すれば済む話である。なぜ、このような非正規ルートを使ったのか到底理解できない。

7 「被請求者の本件会食への参加については、真摯に反省すべき点が多い。被請求者は、同行した市職員に詳細な事情を問うこともなく、高名な漫画家が参加するからといって、安心し、関心があったこともあり、軽率に応じてしまったことは真摯に反省すべき点である。ただ、本件会食は、主催者側が告知したラインの案内文が示すように、あくまで主催者の仲間と市職員らの懇親会であって、被請求者への企画提案の場ではない。また、セグウェイジャパンの視察に、本件会食の主催者らが同行していたことに疑義もあるところだが、これは、同人らにセグウェイ代表との接点があり、今回の視察を仲介したのがこの2名であるから、不可思議なことではない」

→村上市長が公務員・政治倫理上の判断をせず、会員制リゾートホテルの一室で会食をしてしまったという事実は動かしようがない。政治家は結果責任を負うものである。相手方は建設・新幹線課まちづくり推進室においては、所管の業界関係者であり、酒食とともにすること自体が不可。最上級の「ロイヤルスイート」にスパ・朝食付きで宿泊しており、無償の役務の提供を受けているため、確実にアウトであるはずだ。

しかし、村上市長は当初「私的会合」を強調していたが、審査会が進むにつれ、「嬉野市のPRや自身の勉強」のために参加したとの主張も始めた。いずれにせよ、市長は基本的に他人の前では24時間「公人」であり、不品行な行いをすれば政治倫理に問われる。また、嬉野市のトップとして、市職員を指導監督する立

場にある。嬉野市の全権を掌握する市長に対しては、「顔合わせ」ができれば関係者にとって会食の目的は果たされたと言え、その場での企画提案は必ずしも必要ではない。

セグウェイジャパンの視察は、そもそもロイヤルスイートの所有者・[REDACTED] 氏と茶師アニメ発案者の[REDACTED] 氏がセッティングしている。[REDACTED] 副課長の1月25日付陳述書には「平成29（正しくは30）年6月24、25日に[REDACTED]さん[REDACTED]さん[REDACTED]さんの3人で嬉野に来られた時には、『セグウェイジャパンの[REDACTED]（正しくは社長）を知ってるのです。一緒に視察しませんか?』とお誘いを受けました」とあり、最初から両氏が同行することは決まっていた。1月29日付、村上市長の陳述書では「午後4時頃に視察を終え、車での移動中、[REDACTED]氏から『私たちはこれから、（嬉野市出身者である）[REDACTED]さんも参加する懇親会に向かいますが、市長も参加しませんか。』との誘いを受けました」とある。先ほどまで[REDACTED]氏、[REDACTED]氏と一緒にセグウェイの試乗をし、幹部の説明を聞いていたにも関わらず、なぜ[REDACTED]副課長がこのような台詞で市長を会食に誘ったのか。これが不思議でなくて何であろう。

7 「請求代表者らにおいて、真摯に、嬉野市の政治倫理の向上に寄与したいという思いがあれば、申立てでの冷静さを欠く言動はできる限り控え、本審査会の審査の結果を待つべきである。また、審査会に対しては、本件と直接関連性を欠くような書面の提出、会食時の写真を理由もなく繰り返し提出するなど、委員に予断を与えるような活動は控えるべきである」

→写真を繰り返し提出したり、独自に開示しているのは、事務局の不公平な運営ゆえであり、提出した資料はすべて本件会食に関連している。それほど嬉野市役所の腐敗は根深く広い。ある意味、村上市長は巻き込まれたと言えなくはない。しかし、いやしくも新聞記者だった者が、就任5ヶ月にしてあの体たらくでは強い非難に値すると言わざるを得ない。委員へのアピールではない。市民に事実を知ってほしいだけだ。

「公人であれば、いかなる批判、表現内容も許されるようかの態度は、誤りであ

り、極めて遺憾である」

→そんなことは全くしていない。プライバシーにも配慮しており、取り立てて批判をしているわけでもない。あくまで事実を市民に知つてもらおうとしているだけである。請求者が血のにじむ思いで提出した各種の資料を恣意的に隠蔽する事務局には全く信頼が置けない。政治倫理審査会は市民の知る権利に応える場でもある。嬉野市総務課が隠蔽するというのであれば、市民自らが公開するしかない。

8 「以上のとおりなので、審査会においては、予断を排した上で、本件の実態、背景事情、被請求者の動機等を勘案し、冷静な審査をされることを望む」

→予断とは何だろうか。被請求者の動機とは？ 私的会合から嬉野市のPRや自身の勉強と変遷しているが、どんな理屈を付けても公務員・政治倫理に抵触する行為であれば容認されない。

裁判であれば「疑わしきは罰せず」でよい。しかし、政治倫理審査会は「李下に冠を正さず」という鉄則を破っていないかが問われる。「必ずしも適切な行為だったとは言えないが、政治倫理条例に抵触すると認められなかつた」というような玉虫色の落着はやめてほしい。

今回のように豊富な証拠が得られるケースはまずもってない。それでなおかつ、おとがめなしとの結論となれば、政治倫理条例は空文化し、村上大祐市長は増長するだろう。そして、議会はそれを何とも思わないだろう。心ある市民もくじけ、あきらめ、声を上げるのをやめるだろう。

嬉野市を変える最初で最後のチャンスだと思い、市民たちは立ち上がった。2週間で1000人という署名がそれを物語っている。政倫審委員においては、市民の怒りをきちんと受け止め、客観的かつ信頼に足る証拠にのみ基づき、厳格なる判断を示していただきたい。

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

[REDACTED] 氏 2月 5 日付陳述書における疑問点等

2019年2月12日

「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

茶師アニメ発案者である [REDACTED] 氏が 2019 年 2 月 5 日付で提出した陳述書に以下、疑問点等を挙げる。

陳述書「①茶師プロジェクトが進められた経緯 (前略) ツアーの趣旨が観光目的だったと言うことはご理解頂けるかと思います。本来嬉野で同級生で友人でもある [REDACTED] さんが案内役だったのですが急遽お仕事で代わりに [REDACTED] さん達が案内してくれたので、お礼も兼ねて東京にいらしたらみんなでまた集まりましょうという流れになりました。その流れの中で、メンバーの一人である [REDACTED] さんがアニメ好きということもあり、なんとなくのノリで茶師プロジェクトという名前になりました。同年 5 月にツアーメンバー中心でカラオケボックスに集まることはありますが、殆どの人がお酒を飲んだ上での冗談話しが中心で企画会議というようなものではありませんでした」

→観光目的のツアーを業務中の建設・新幹線課まちづくり推進室長である [REDACTED] 副課長が案内しているということか。ツアーは 1 度きりではなく 6 月にも行われている。東京出張は [REDACTED] 氏らの提案があって初めて実現した。1 月 25 日付の [REDACTED] 副課長の陳述書によれば「平成 29 (正しくは 30) 年 6 月 24、25 日に [REDACTED] さん [REDACTED] さん [REDACTED] さんの 3 人で嬉野に来られた時には、『セグウェイジャパンの [REDACTED] を知っているので紹介できます。一緒に視察しませんか?』とお誘いを受けました」とあり、実際に視察には [REDACTED] 氏と [REDACTED] ・ N A C [REDACTED] (東京ベイコート俱乐部ロイヤルスイートの所有者) が同行している。茶師プロジェクトの L I N E グループをつくったのは [REDACTED] 氏本人である【調査請求書・別

添資料3の2】。5月31日の打ち合わせがかなり具体的なものであったことは議事録から分かる【調査請求書・別添資料4の2、第2回審査会資料7、第4回審査会資料4】。

「その後、平成30年7月9日にセグウェイ試乗会と夜の会食を企画しました。
(中略) そういう意味では4月の嬉野ツアーと7月のセグウェイ試乗会との関連性もあまりありません」

→セグウェイ視察は、6月24、25日の嬉野再訪時に[]氏らが提案しており、
26日午前10時55分に[]副課長、[]主査の東京出張が[]氏により
報告され、同11時56分には東京ベイコート倶楽部での会食と両名の宿泊が決
定している【調査請求書・別添資料3の2】。6月の嬉野ツアーと7月のセグウ
エイ視察、東京ベイコート倶楽部での会食は密接に関係している。

「村上市長につきましては特に意識はしてませんでしたが、当日著名な漫画家
である[]が夜の飲み会に参加するという事を市長が知り、急遽参加され
ることが決まったようです」

→村上市長が参加したセグウェイの視察に同行しているのに意識されなかっ
たというのはどういうことか。やはり、市長はオマケで嬉野市役所で押さえるべ
き本命は[]副課長だと見抜いていたということだろうか【第2回審査会
資料16】。「ようです」というのは、村上市長の1月29日付陳述書「[]さん
のような著名な方たちに嬉野市をPRする絶好の機会と思い、参加することに
しました」を讀んでいるということか。会食中で分かったことであれば「と話
されていました」などと陳述するはず。不自然だ。

「②茶師プロジェクトの基本構想があったのか、あればその内容 そもそも普
段の遊び仲間の旅行で盛り上がった余韻で作られたグループLINEのネーム
ですので計画性などあるわけもなく、[]さんは一番盛り上がってましたが他の
メンバーは終始聞き流している状態でした。私は元々[]さんの友人という
こともあります、なんとなく合わせている感じでしたが他の企業メンバーの方々は
誰一人具体的な提案のお手伝いをする人はいませんでしたので、私もそのうち

熱が冷めていくのを見守っている状況でした」

→ [] 氏に責任を押しつけている印象が強い。しかし、茶師アニメ発案者は [] 氏自身だ。アニメ制作会社「天狗工房」の [] らが積極的だったことは L I N E のやり取りなどから明白である【調査請求書・別添資料 3 の 2、同 4 の 2、第 2 回審査会資料 7、第 4 回審査会資料 4】。村上市長らの主張に沿うためであろう、茶師アニメに対する否定的見解を強調しすぎている。

「③嬉野市の事業として進められていたのか、進める計画があったのか L I N E 上に [] さんが企画書のようなものをアップしましたが、それに対して市役所側の方々の意見を求めた事もありません。(中略) ほとんどアニメ制作に関して素人である [] さんや私がそのようなものを作れるはずもございませんし本当にアニメを作るのであればその道のプロにお願いするのが道理かと思います。他のメンバーの方々がそれらに協力なかつたのは上記にも述べている通りです。皆さん本業が忙しい方達ばかりですし、素人の遊びに付き合ってのほど暇でないというのが本音だったのかと思います」

→ [] 氏の「佐賀県嬉野市役所様 ご提案書 茶師プロジェクト 茶師×アニメによる地方創生」は、各地で盛んになっているご当地アニメと聖地巡礼についてまとめており、嬉野でいえば嬉野茶の茶師を題材にしたアニメが可能である旨を提案している。独自調査のデータはないものの、決して荒唐無稽な内容ではない。茶師は雑誌「ディスカバージャパン」や渋谷の茶菓店「幻庵」などを通じて、[] 氏を中心に注目が集まっており、全国的に発信可能な嬉野市の資産と言ってよい。そうした意味から、今回の企画がこのような形で露見しなければ、あるいは透明なプロセスの下に進められていたとすれば、むしろ嬉野市にとってはよかつたのではないかと請求者側では考えている。残念ながら取引相手が建設・新幹線課まちづくり推進室や嬉野創生機構であったこと、対公務員・対政治家のもてなしにおいて、倫理上の知識がなかった点が惜しまれる。

未明の午前零時半過ぎにアップされていることを踏まえても、[REDACTED] 氏のプレゼン資料は労作と言っていいのではないか。この提案書がアップされて後、ゲーム会社社長、アニメ制作会社社長、ゲーム会社執行役員がお礼を述べ、[REDACTED] 氏自身が「[REDACTED] ありがとうございます！！」と感謝している。

6月の嬉野ツアーについて、アニメ制作会社「天狗工房」の[REDACTED] は「とても前向きな激烈出張でした！！もちろん夢が広がります！」と投稿している。観光ツアーではなく、自社の業務拡大につながる可能性を含んだ視察であったことを物語っている。[REDACTED] 氏は「その道のプロ」である。

[REDACTED] 氏自身も「かなり濃い一泊二日でした！！先ずは出来るところからやって、またアニメにも繋げたいです！」と発言している。とすれば、6月のツアー中はアニメ企画の議論は小休止状態にあったと考えられる。別の案件（セグウェイのイベント）などをやって、その後にアニメの話を進めたいという趣旨であろう。

フェイスブックの投稿から、[REDACTED] 氏は芸能プロダクション出身で声優・アイドルの後見役をしていることが分かる。当然「素人」ではないし、[REDACTED] 氏も「素人」の域を超えている。キャラクター原案を担当することになっていたが、それは十分可能だったのではないかと推察する。

躍起になって茶師アニメを否定しているが、表面化した経緯が悪かつただけで、企画そのものは何も悪くない。接待した側の認識が甘かった点はあるが、公務員・政治家側が断るか、妥当な形での会食にセッティングし直せばいいだけの話だった。市職員や市長の責任こそが問われているのであり、嬉野市のまちおこしの一助になればと尽力した民間人・事業者が悪いことをしたというわけではない。

しかし、この陳述書を読むと、村上大祐市長の供應接待を否定するために、自分たちがよかれと思ってやってきたことをすべて否定させられている印象が拭えない。きわめて不幸なことであり、同情を禁じ得ない。

政治倫理審査会会长 吉田一穂 様

嬉野をよくする市民の会代表 宮崎誠一


斎藤文男九州大学名誉教授の意見陳述について

拝啓

時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

すでに別紙メールで、審査会で、政治倫理条例の解釈についての斎藤文男九州大学名誉教授の意見陳述を認めて頂くよう、事務局に要請しているところです。

意見陳述の日時についてですが、斎藤先生は第五回審査会に出席できるよう準備をしていますので、意見陳述の機会は、第五回審査会にて設けて頂けるようよろしくお願ひいたします。

敬具





福島 嘉治 <takaharu.fujijabu@gmail.com>

斎藤文男先生の意見陳述を要請

2件のメッセージ

嬉野をよくする市民の会 <ureshino.yokusuru@gmail.com>

To: [REDACTED] @city.ureshino.lg.jp>

Cc: 嬉野市総務課 (政論審担当) <soumu@city.ureshino.lg.jp>

Bcc: ureshino_yokusuru@googlegroups.com

2019年2月4日 13:15

お世話になります。
「嬉野をよくする市民の会」代表の宮崎誠一です。

政治倫理条例の解釈について、請求者は斎藤文男九州大学名誉教授の意見陳述を要請します。

14日の第4回審査会において、認めていただけるか、吉田一穂会長および各委員に同意を取つていただきたいと思います。
村上市長の陳述の後で結構です。

その場で判断するということであれば、斎藤先生をお呼びしておき、判断を仰いだ後に陳述していただきます。
なお、斎藤先生ははくまで中立な鑑定を行いたいということでした。

ご回答よろしくお願ひいたします。

「嬉野をよくする市民の会」

代表：宮崎誠一

[REDACTED]

(FAX兼用)

<http://ureshinoyokusuru.com/>

このメールは Google グループのグループ 「嬉野をよくする市民の会」 に登録しているユーザーに送られています。
このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには ureshino_yokusuru+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。
このグループに投稿するには ureshino_yokusuru@googlegroups.com にメールを送信してください。
このディスカッションをウェブ上で閲覧するには https://groups.google.com/d/msgid/ureshino_yokusuru/CAO2VBenzLdwMm5tiy8SSPbk7DvrKL%2B9S%3D%2BrHo3wb0DdBv84w%40mail.gmail.com にアクセスしてください。
その他のオプションについては <https://groups.google.com/d/optout> にアクセスしてください。
[https://mail.google.com/mail/u/0/?ik=8ec02c3482&view=pt&search=all&permthd=thread-%3A1624525821696610230](https://mail.google.com/mail/u/0/?ik=8ec02c3482&view=pt&search=all&permthd=thread-%3A162451030175877844&simpl=msg-%3A1624525821696610230)

請求代表者 [REDACTED]

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (6)

平成31年2月1日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



第1 本条例4条1項の判断基準について

1 判断基準

本条例4条1項は、抽象的な内容を含む規定であるから、その要件該当性の判断にあたっては、明確かつ事後の検証が可能な基準を用いるのがよい。

本件のような供應接待が問題となっている類型では、公職者については、参加した目的・動機、（一連の過程における）行為態様、受益の内容、主催者側については、（経営する）事業の性質・内容、主催の目的・動機、供應接待の態様等双方の事情を考慮して判断するのが妥当である。

ある行為の適否が問題となるとき、当該行為の目的と行為態様、結果等から判断する手法は、法律解釈においては一般的である。

2 被請求者側の事情

被請求者の参加の目的・動機は、嬉野市の認知度を高め、自身の見識を広めたいというものであり、不当なものではない。また、被請求者にとって、本件会食への参加はいわば偶発的なもので、参加者らが嬉野市に対し、アニメ企画の提案を検討していることの事前の認識はない。

そして、会食中、主催者側からアニメ企画の提案を受けたわけでもない。



請求者は、被請求者が手に泡を取り口で吹いた行為を問題とするが、着衣を脱ぐなど卑猥な言動をとったのであれば格別、このこと自体が行為態様において著しく不適切というわけでもない。

受益の内容については、既述のとおり、主催者から得た1人あたりの受益9527円と、被請求者が参加代として持参した嬉野茶の価額9320円とは、殆ど均衡するので不適切な利得はない。なお、受益の判断にあたり、各自が持参した品を対価として参酌することは、本件会食がもともと（一部）持ち寄りのスタイルであることから、当然である。また、部屋代4万320円には、宿泊費を含んだ金額であるところ、被請求者は、宿泊はしておらず、部屋代をそのまま利得したわけでもないから、部屋利用による受益の程度は大きくない。この点、請求者は、ホテル会員権購入費1710万円を受益の内容として考慮すべきと主張するが、被請求者は、ホテル利用権の一部を譲渡されたわけでもないから、考慮すべき要素にはあたらない（ランクの高いホテルであることは、部屋代とオーダブル代で評価が尽くされている。）。

3 主催者側の事情

■氏をはじめ、他の参加者の職業は、漫画家、ゲーム関係、アニメ関係、ユーチューブ関係、プロレスラーなど様々であり、いずれも東京周辺で活動しているため、行政主体としての嬉野市が実施または実施予定の事業との関係性は直ちには見出し難い。

主催者らの目的・動機は、ラインの呼びかけの内容（乙10）からしても、純粹な仲間内の懇親会である。参加予定者リストの中には被請求者の名があがっておらず（乙11）、もともと、本件会食が被請求者を供應する目的で開催したものではないことは明らかである。

供應接待行為の態様についても、主催者側は会食中、アニメ企画の提案を行っておらず、また、費用負担面において被請求者ひとりを特別扱いし

たわけでもないから、不適切な点はない。

4 小括

したがって、本件会食への参加は、本条例4条1項違反行為にはあたらぬ
い。まして、同条2項に該当することはない。

第2 請求者らの提出書面の問題点について

請求者の提出書面には弁護士の連名が見られるが、書面の内容を見る限り、
請求者自身が作成・提出したものとのようである。

そのため、嬉野温泉駅周辺備事業の話、プロレス興行の話、[REDACTED]氏の時間外
労働の話など本件とは直接関連性のない書面が整理されないまま提出され、全
くまとまりがない。

また、証拠と主張書面の区別も不明確である。

そして、証拠の提出方法も場当たり的で、同じような証拠（会食時の写真）
が理由もなく、繰り返し提出されている。

請求者の側にも代理人が就任していることなので、本件の争点（本条例4
条1項該当性の有無）に絞った的確な主張をされたい。

また、証拠は、証拠説明書を付した上で、立証趣旨を明らかにされたい。

以上

請求代表者 [REDACTED]

被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

平成31年2月1日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第11 号証	ライン画面	写	H30.6.28	[REDACTED]	本件会食の参加予定者に被請求者が入っていないこと	

チェックアウトは12時です。
総算済にしておきますので
1Fのエントランスロビーで「総算済です」とお伝え
下さい。
鍵を返すのみで結構です。



午後 15:00
7月のベイコート那須での結婚式会場です。

●アクセス



客室の部数と号室につきましては当日にならないこと
わかりませんので
業された総合部屋集合でお願いします。
(サウスワード(SW)とノースマーク(NM)が端
になりますのでご注意)

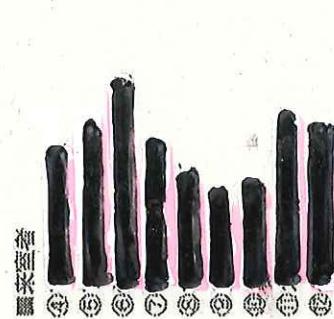
●スタート時間：19時よりスタート予定～終わり時
間担当

●会費：会料（オードブルは用意させて貰りますが
司会であれば飲み物、食事と
お手参りで来て頂けるとありがたいですうへー！）

●入館料：ホテルのゲートで「
」のゲート
トで「お名前」です。
と名乗ってくださいませ。
(私と一緒にチェックインされる方につきましては
私が文夫です)

●宿泊者の方：
「
」には要食（ホテ
ルにてオッソイオというイタ
リアン）
を行ないますのでお上層のスパモもつけしますので
お手配ある段に（翌日の朝？）でも入ってください
ませ。
チェックアウトは12時です。

●メンバー（娘不育）



私が宿泊者に入つてるのはホテル側へ言うのに便宜
上入るてるだけ
(ゲストさんのみですと宿泊者が5倍になってしま
います都合上...)
ですので実際には私は宿泊しません。
なにかありましたら私が
お手頃いします。

以上、よろしくお願ひいたします～！

請求代表者 [REDACTED]

被請求者 嬉野市長村上大祐

上　申　書

平成31年2月6日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



1 請求代表者が代表を務める団体が、平成31年2月4日、申立外において、本件会食の様子を撮影した写真をフェイスブックのアカウント上に投稿している。

また、同団体は、被請求者が個人情報保護条例に違反して市民課から一市民の住所を聞き出し、これを代理人に漏洩したなどと、事実に反する主張をし、報道機関にまで誤った情報を提供している。

2 上記投稿行為については、被請求者の公人としての私生活上の行状の問題点を指摘する内容なので、被請求者の側でも、これを否定するつもりはない。ただ、請求代表者は、本件を審査会の調査に付し、倫理基準違反があったかどうかについて、自ら審査を求めているのである。そして、現在、審査会においては、被請求者の本件会食に至った経緯、動機、背景事情等も含め、詳細な調査が行われている。自ら求めた審査が係属中であるにもかかわらず、その結果が出ていない段階で、このような「場外乱闘」に近い投稿行為に及ぶことは、極めて遺憾である。

3 他方、上記住所調査については、全く事実に反する。これは、平成30年10月1日、ある市民が、フェイスブックのアカウント上に「嬉野 間を暴く」という表題が付された本件会食の写真を投稿し、「今嬉野市では特定の業者との間で多額の不透明な受注・発注が行われています。」という記事を掲載して、あたか



も被請求者が会食の民間業者らへの多額の不透明な受注・発注に関与したかのような誤った表現行為であったため、看過できず、一部不適切な箇所に限定して、削除するよう求めたのである。

4 内容証明郵便を送付する際の住所調査については、代理人は、敢えて、職権による住民票調査は行わなかった。職権調査は、被請求者が、嬉野市長として、個人的事件のために、自らに住民票を発行するということであり、適當ではないと判断したからである。つまり、公の権限を私に利用することは、一市民との関係で公平ではないと判断したのである。被請求者と代理人は、投稿者自らがフェイスブック上に記載した情報によるか、一般市民で協力してくれる人が現れない限り、市民の住所調査はできないという前提で行っている。

5 今回の住所調査は、問題記事の投稿者が、自らアカウント上に記載した旧姓と実家の飲食店名を頼りに、代理人が図書館でゼンリン地図を参照したところ、旧姓と番地の記載があった。実家の飲食店名は市内では比較的有名なので、代理人の知人に事件の概要を説明し、理解を得た上で、ゼンリン地図の写しを示し、「この住所で間違いがない。」との確認をもらっており、不適切な点はない。なお、同団体関係者で投稿者の親族は、代理人の事務所に直接架電し、この協力者の名前を明かすよう求めた。

6 被請求者の本件会食への参加については、真摯に反省すべき点が多い。

被請求者は、同行した市職員に詳細な事情を問うこともなく、高名な漫画家が参加するからといって、安心し、関心があったこともあり、軽率に応じてしまったことは真摯に反省すべき点である。

ただ、本件会食は、主催者側が告知したラインの案内文が示すように、あくまで主催者の仲間と市職員らの懇親会であって、被請求者への企画提案の場ではない。また、セグウェイジャパンの視察に、本件会食の主催者らが同行していたことに疑義もあるところだが、これは、同人らにセグウェイ代表との接点があり、今回の視察を仲介したのがこの2名であるから、不思議なことではない。

7 請求代表者らにおいて、真摯に、嬉野市の政治倫理の向上に寄与したいという思いがあれば、申立てでの冷静さを欠く言動はできる限り控え、本審査会の審査の結果を待つべきである。

また、審査会に対しては、本件と直接関連性を欠くような書面の提出、会食時の写真を理由もなく繰り返し提出するなど、委員に予断を与えるような活動は控えるべきである。

選挙で選出された公人は、公務に限らず私生活上の行状についても、市民の監視を受ける立場にあり、一般人とは異なる高い品格が求められることは当然であるが、公人であれば、いかなる批判、表現内容も許されるようかの態度は、誤りであり、極めて遺憾である。

8 以上のとおりなので、審査会においては、予断を排した上で、本件の実態、背景事情、被請求者の動機等を勘案し、冷静な審査をされることを望む。

以上